

待機児童対策特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 待機児童対策特別事業は、認可外保育施設入所児童の処遇向上及び認可外保育施設の保育の質の向上並びに認可外保育施設の認可化の促進及び保育が必要な児童の適切な保護を一体的に図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 施行規則 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (3) 認可保育所 法第35条第4項の規定により設置された保育所
- (4) 幼保連携認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定により設置された幼保連携型認定こども園
- (5) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定された小規模保育事業
- (6) 認可外保育施設 法第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十四条の十五第二項若しくは法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの
- (7) 指導監督指針 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。）別紙の認可外保育施設指導監督の指針
- (8) 指導監督基準（国） 指導監督通知別添の認可外保育施設指導監督基準
- (9) 指導監督要綱 沖縄県認可外保育施設指導監督要綱の全部改正について（平成25年2月19日福青第4175号沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課長通知。以下「指導監督要綱通知」という。）の認可外保育施設指導監督の要綱
- (10) 指導監督基準（県） 指導監督要綱通知別表の認可外保育施設指導監督基準
- (11) 証明書 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領に基づき沖縄県知事が管内の認可外保育施設の設置者等に対し交付する証明書

(実施事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施することとし、各事業の実施については、それぞれ別添1から5に定めるところによる。

- (1) 新すこやか保育事業 別添1
- (2) 認可外保育施設研修事業 別添2
- (3) 指導監督基準達成・継続支援事業 別添3
- (4) 認可化移行支援事業 別添4
- (5) 保育士特別配置等支援事業 別添5

(実施主体)

第4条 前条に掲げる事業の実施主体は、市町村とする。ただし、第3条の(1)の事業については、その全部又は一部の実施を市町村が適当と認める者に委託することができる。

(事業対象者)

第5条 第3条に掲げる事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) (1)から(4)の事業 認可外保育施設の設置者（法第59条、指導監督指針及び指導監督要綱に基づき実施される改善指導に対する対応並びに法第59条の2又は法第59

条の2の5の規定により義務付けられた届出又は報告を適切に行っていない者を除く。)

(2) (5)の事業 保育所等の設置者

(3) 認可化移行支援事業の施設改善費支援事業においては、移行後の認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業の設置者（法人設立代表者を含む。）を事業の対象者とすることができる。

2 県は、前項第1号の事業の対象としない認可外保育施設がある場合は、市町村に通知するものとする。

(費用)

第6条 県は、第3条に掲げる事業を実施する市町村に対して、別に定めるところにより事業費の補助を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日より施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日より施行し、令和2年度実施事業から適用する。

認可外保育施設研修事業

1 事業の目的

保育に必要な用具の充実等を支援することにより、認可外保育施設における入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

認可外保育施設における質の向上を図るために必要な保育材料等環境整備（修繕を含む）に係る経費の一部を補助する。

3 実施要件

本事業の対象となる認可外保育施設は以下の要件を満たす施設とする（第5条第1項により事業の対象とならない認可外保育施設を除く。）

(1) 130,000円を上限とした補助の実施要件

認可外保育施設の管理者又は保育従事者が県が実施する研修を受講していること。

(2) 300,000円を上限とした補助の実施要件

①上記(1)の研修のほか、認可外保育施設の管理者又は保育従事者が、保育の質の向上に資する研修会に参加し、保育従事者の資質向上に努めていること。

②130,000万円を超える部分については、保育環境における安全確保のため、特に必要と認められる経費であること。

4 留意事項

市町村は、施行規則第49条の2の規定により届出制の対象外となっている施設に対しても、県が実施する研修の受講を促すこと。この場合、市町村長が特に必要と認める場合であって、この事業の対象経費と重複して他の補助金を受けていないことが確認できる施設については、本事業の対象とすることができる。

5 事業実施手続き

- (1) 県は、3(1)の研修の開催日時、研修内容その他の必要な事項について、あらかじめ市町村に連絡するものとする。
- (2) 市町村は、上記5(1)により連絡を受けた事項について管内の認可外保育施設へ連絡するとともに、研修受講希望状況をとりまとめるうえ、県が指定する日までに県に報告すること。
- (3) 市町村は、3(2)の補助を行おうとする場合は、3(2)①の研修内容その他の必要な事項について、あらかじめ県に報告すること。
- (4) 市町村は、実施内容が、上記5(1)及び(2)①の研修の成果を保育の実施に反映させるものであり、保育の質の向上が図られるものであることを確認すること。
- (5) 市町村の長は、事業を実施するに当たっては、事業内容が確認できる書類を知事に提出し、事業内容等について知事と事前に協議を行うこと。